

復興に向けて

平成30年7月豪雨 第2回

平成30年7月豪雨に関する復旧に向けた取り組みや現状、支援制度などを紹介します。

高梁市の被害状況について (住家被害)

平成30年7月豪雨による住家被害について、9月28日時点の状況をお知らせします。

区分	戸数	
土砂災害	全壊	9
	大規模半壊	0
	半壊	5
	半壊に至らない	40
小計	54	
浸水害	全壊	50
	大規模半壊	82
	半壊	186
	半壊に至らない	126
小計	444	
合計	498	

これは、り災証明書の発行件数をもとにしており現在も調査中です。

高梁市斎場の復旧について

高梁市斎場は平成30年7月豪雨の浸水被害により施設の機能が停止したため、葬儀および火葬業務ができない状況です。

現在、10月末の業務再開を目指し工事を行っています。復旧までしばらくご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。



被災者への支援制度など

道路維持管理作業報奨金

今回の災害により2回目の作業ができなかった区間について、報奨金を交付します。

交付額

- 2回以上実施の区間
 - 1町内会で実施…100m当たり1500円
 - 2町内会以上で実施…100m当たり2000円
 - 1回のみ実施の区間
 - 1町内会で実施…100m当たり750円
 - 2町内会以上で実施…100m当たり1000円
- ※旧高梁市・有漢町の市道は建設課、農林道は農林課、成羽・川上・備中町の市道と農林道は西部土木事務所へお問い合わせください。
- ☎建設課(21)0232
農林課(21)0222
西部土木事務所(45)4510



ごみの減量化について

クリーンセンターが被災し機能が停止しています。

回収した家庭ごみは、近隣市町のごみ処理施設へ運搬し処理しており、各施設にはその地域内のごみに加えて高梁市のごみが搬入されるため、通常時より稼働時間を要することになります。

そのため、リサイクルできるものは資源収集品として排出するなど、より一層のごみ分別を徹底し燃やせるごみを減らしましょう。

また、8月から資源回収品目に加えた雑紙(包装紙、紙袋、菓子箱など)についても、紙資源回収日に排出することで燃やせるごみの減量と再資源化につながります。

クリーンセンターは12月末の復旧予定です。皆様のご協力をお願いします。

☎環境課(21)0259



住宅リフォーム助成金

り災証明書の交付を受けた人が住宅を改修・修繕する場合、現行制度の要件を緩和し助成金を交付します。

対象

- ① 夫婦いずれかの年齢が40歳以下の世帯(6カ月以内の婚姻予定者を含む)
 - ② 15歳以下の扶養する子がいる世帯
- ※年齢は平成30年7月5日時点

要件

- ① ①～③の全てを満たす場合
- ① 住宅の維持または機能向上のための改修や修繕、設備改善などの工事
- ② 市内の建築業者(個人事業主を含む)による施工
- ③ 100万円(消費税含む)以上の工事

緩和内容

- ① 過去に助成金を受けている場合や、既に工事着手・完了している場合も申請できる
- ② 婚姻後1年未満の申請期限を適用しない
- ③ 助成金交付決定年度の翌年度以内に事業が完了する工事が対象

- ④ 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度の適用を受けた場合は、対象工事費から応急修理制度の適用額を差し引く
- ※詳しくはお問い合わせください。

助成金額 工事費の10分の1(上限50万円)

申請に必要な書類 申請書、住民票謄本、実施計画書、誓約書、見積書・設計図、着工前または着工中の写真、り災証明書の写しなど

☎住もうよ高梁推進課(21)0282

住宅取得助成事業

り災証明書の交付を受けた人が住宅を新築するための用地取得や新築工事、中古物件などを購入する場合、現行制度の要件を緩和し助成金を交付します。

対象

- ① または②に該当する場合
 - ① 15歳以下の子を養育している人
 - ② 40歳以下の人
- ※年齢は平成30年7月5日時点

緩和内容

- ① 過去に助成金を受けている場合



住宅取得助成事業の内容

事業区分	助成金額
住宅新築	● 用地取得 購入金額の1/10 交付限度額：100万円 ※購入金額が200万円以上であるもの、取得から3年以内であるものに限る
	● 住宅新築(市内業者施工) ※市外業者施工の場合は半額 ① 三世帯同居・近居世帯 60万円 ② 15歳以下養育世帯 50万円 ③ その他世帯 30万円
住宅購入	購入金額の1/10 交付限度額：① 15歳以下養育世帯 100万円 ② その他世帯 50万円

や、既に工事着手・完了している場合も申請できる

② 助成金交付決定年度の翌年度以内に事業が完了する工事が対象

申請に必要な書類 申請書、住民票謄本、工事請負契約書の写し、住宅平面図、

雑損控除などの制度説明会

高梁税務署では、今回の豪雨により住宅や家財などが被害を受けた人を対象に、平成30年分の確定申告に係る雑損控除などの制度について説明会を開催します。



- 日時 11月5日(月)・11月21日(水)
- ① 午前10時～正午 ② 午後2時～4時 ③ 午後6時～8時

場所 高梁市文化交流館中ホール
☎高梁税務署(22)2546